

解体工事に携わる
事業所の方へ

新車両系建設機械(解体用) 特例講習終了まであとわずかです!!

平成25年7月1日より、労働安全衛生規則の改正で
取り扱いできる対象機(アタッチメント)の範囲が広がりました!



受講はお済みですか?

2015年6月末で
特例講習が

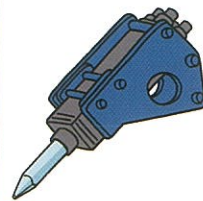
終了します



今までは

車両系(解体用)の対象機

1 ブレーカ



油圧または空気圧で駆動する打撃式破砕機をアタッチメントとして装備した機械。鉄筋コンクリート造の建築物等を解体するために使用。

これからは

新車両系(解体用)で追加される対象機

2 解体用つかみ機



油圧で駆動するつかみ具をアタッチメントとして装着した機械。木造家屋等の解体、解体物等をつかみ、荷役運搬機械に積み込む作業等に使用。

3 鉄骨切断機



鉄骨等(非鉄金属の工作物を含む)を切断するため、油圧で駆動するはさみ状のアタッチメントを装着した機械。鉄骨造のビル等の解体に使用。

4 コンクリート圧砕機



コンクリート構造物等を押し砕くため、油圧で駆動するはさみ状のアタッチメントを装着した機械。鉄筋を切断する機能を付加したものを含む。鉄筋コンクリート造のビル等、コンクリート造路盤や工作物等の解体に使用。

…ってことは既に
ライセンスを持っていて
実務経験のある私たちも
改めて受講しなくちゃ
いけないの?

なるほど!!
お得なうちに
急がないと。

すでに経験のある方を対象に
一定の講習で済むよう措置が
取られます。それが下表の
「経過措置の主な特例講習」です。
労働災害を防ぐ為に
お早めの取得をお勧めします。

平成25年7月1日施行

平成27年6月末まで

経過措置の
主な特例講習

つかみ機等の実務経験が
“半年以上の方”対象

労働安全衛生規則 改正

対象機は 1 2 3 4

- 車両系(整地等)技能講習の修了証を取得の方:3時間(学科のみ)
- 車両系(解体用)技能講習の修了証を取得の方:2時間(学科のみ)

終了します

まだ
間に合い
ますかあ?



資格取り忘れに
ご注意ください

新解体の特例講習は、平成27年6月30日(火)まで
作業予定の方は、今なら間に合います!!

労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社

本社: 〒252-5292 神奈川県相模原市中央区田名3700番地

お問い合わせは電話またはwebで!! [キャタピラー教習所](#) [検索](#)

技能講習・安全教育のご用命は当社まで

北海道教習センター: Tel.011-795-7022
青森教習センター: Tel.017-797-3722
宮城教習センター: Tel.0223-29-3911
埼玉教習センター: Tel.048-572-1177
相模原教習センター: Tel.042-763-7103
東関東教習センター: Tel.04-7133-2126
新潟教習センター: Tel.025-232-7611
静岡教習センター: Tel.054-641-7010
東海教習センター: Tel.0532-65-5151
名古屋教習所: Tel.0567-66-0151

北陸教習センター: Tel.076-258-2302
近畿教習センター: Tel.072-641-1121
・茨木教習所: Tel.072-641-1121
・大阪南教習所: Tel.0725-56-6373
和歌山教習センター: Tel.073-455-3377
兵庫教習センター: Tel.0794-67-2211
岡山教習センター: Tel.086-272-0001
広島教習センター: Tel.0829-34-3011
尾道会場: Tel.0848-56-2335

(九州地区)
福岡教習センター: Tel.092-924-1455
・北九州会場: Tel.093-571-4426
佐賀教習センター: Tel.0952-68-2133
長崎教習センター: Tel.0957-25-3735
熊本教習センター: Tel.096-359-0052
大分教習センター: Tel.097-573-5955
宮崎教習センター: Tel.0985-78-3500
鹿児島教習センター: Tel.0995-62-7575